

資料 2

富谷市男女共同参画基本計画

(改定案)

平成 3 1 年 3 月
令和 4 年 ● 月改定

富 谷 市

はじめに



少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く環境が大きく変化している中で、男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

本市では、これまで平成 16 年 4 月に策定した「富谷町男女共同参画基本計画（とみや男女共同参画推進プラン）」や、平成 17 年 4 月に施行された「富谷市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

かねてより、女性が多方面で活躍しております本市におきましては、審議会等委員の女性登用率が 40%を超え、全国的にも高い順位となっています。

しかしながら、今後も本市が持続的に発展し、市の将来像である「住みたくなるまち日本一」の実現のためには、市民一人ひとりの活躍につながる男女共同参画社会の一層の進展が必要であると考え、新たに「富谷市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、市民・事業所・関係機関の皆様とともに社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けて取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、関係各位のご協力に心より感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

富谷市長 若生 裕俊

目 次

第1章 基本的な考え方	P 1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の推進	
5 計画の体系	
第2章 富谷市の現状	P 3
1 人口・世帯の推移	
2 人口構成の推移	
3 政策・方針決定過程への女性の参画状況	
4 地域・学校における男女共同参画の状況	
5 家庭生活における男女共同参画の状況	
6 職場における男女共同参画の状況	
7 富谷市総合計画策定に関する住民意向調査結果	
第3章 男女共同参画の推進に関する施策	P 13
基本目標 1 社会全体における男女共同参画の実現	
基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現	
基本目標 3 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現	
基本目標 4 職場における女性活躍の実現	
基本目標 5 地域における男女共同参画の実現	
第4章 推進体制	P 20
1 庁内推進体制の整備	
2 住民参画の促進	
3 関係団体や事業主との連携	
4 計画の進行管理	
◇男女共同参画の指標及び男女共同参画の状況	P 21
◇参考資料	P 23
1 計画策定の経過	
2 富谷市男女共同参画推進審議会委員名簿	
3 富谷市男女共同参画推進条例	
4 男女共同参画社会基本法	
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
6 用語の解説	

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 11 年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると規定しています。この法律の規定に基づき、国では、平成 27 年 12 月に第 4 次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。また、宮城県においては、宮城県男女共同参画推進条例の規定に基づき、平成 29 年 3 月に宮城県男女共同参画基本計画（第 3 次）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を進めています。

本市においては、平成 16 年 4 月に策定した「富谷町男女共同参画基本計画（とみや男女共同参画推進プラン）」や、平成 17 年 4 月に施行された「富谷市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成 29 年 2 月に策定した「富谷市総合計画」において、多様な立場や考え方を尊重し市民をつなぐまちづくりを施策目標に掲げ、男女共同参画社会の形成による生き生きとした社会の実現に向けて、積極的に取り組んできました。

このことにより、男女共同参画の取組は少しずつ広まっていますが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が市内全域に浸透しているとは言えない状況です。

このため、市民だれもがその個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる社会を目指す男女共同参画の理念及び推進の必要性を市民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成をさらに促進するため、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

併せて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づき、本市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けます。

本計画は「富谷市総合計画」を踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、本市の男女共同参画を積極的に進めるものとします。

3 計画の期間

計画の期間は、「富谷市総合計画」との整合性を図るため、2019年度から2025年度までの7年間とします。ただし、社会情勢の変動等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の推進

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、市のすべての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。また、市民、市民グループ、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における市民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。

5 計画の体系

基本目標	
	施策の方向
1 社会全体における男女共同参画の実現	
	(1) 意思決定過程への女性の参画促進
	(2) 防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進
	(3) 男女共同参画に関する普及啓発事業の充実
2 家庭生活における男女共同参画の実現	
	(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発 【女性活躍推進計画】
	(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実 【女性活躍推進計画】
	(3) 女性に対する暴力の根絶
3 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現	
	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	(2) キャリア形成を支援する情報提供及び意識啓発
	(3) ESD（持続可能な開発のための教育）の推進
4 職場における女性活躍の実現	
	(1) 職場における女性の参画の促進 【女性活躍推進計画】
	(2) ワーク・ライフ・バランスの推進 【女性活躍推進計画】
5 地域における男女共同参画の実現	
	(1) 地域活動における男女共同参画の促進

第2章 富谷市の現状

本市の人口は昭和 38 年(1963 年)の町制施行以降、子育て世帯を中心に増加してきており、平成 27 年(2015 年)の国勢調査では、総人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合が東北で最も高く、65 歳以上の高齢者人口の割合が東北で最も低い、若いまちとなっています。

子どもの多い本市では、子育て環境の整備や教育環境の充実に重点的に取り組んできています。また、町内会や市民団体等、様々な主体が地域の課題に積極的に取り組んでおり、多様な人材の活躍と資源を活かした、市民協働のまちづくりを行っています。

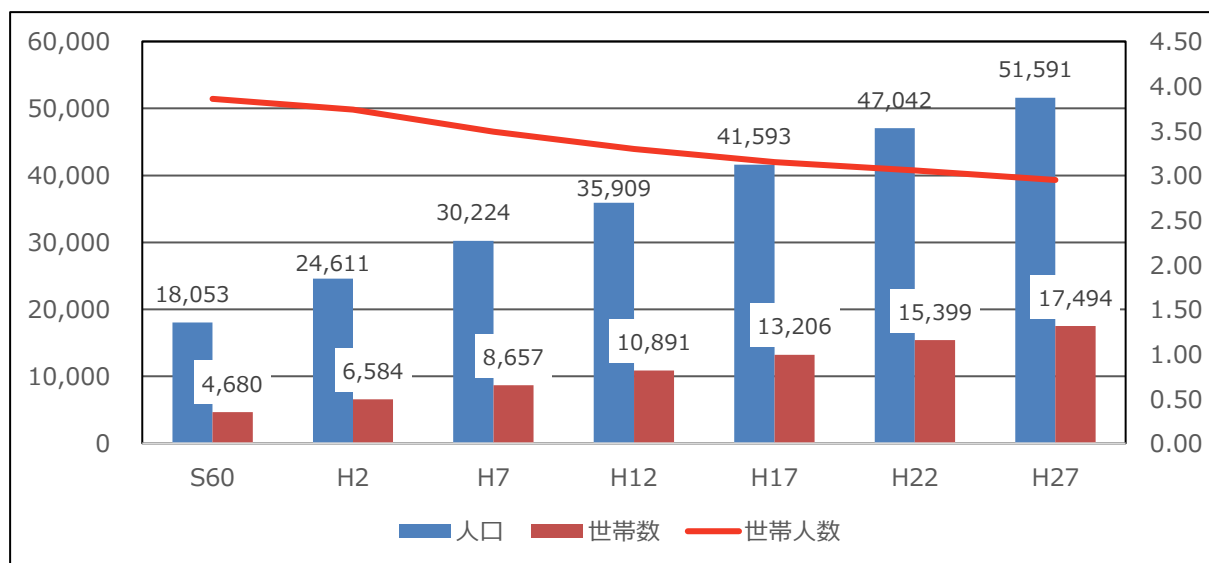
かねてより、女性が多方面で活躍する風土が根付いている本市においても、今後、持続的に発展していくためには、市民一人ひとりの活躍につながる男女共同参画を推進していくことが必要であり、若い世代の男女共同参画をいかに高めていくかが課題であるといえます。

1 人口・世帯の推移

平成 27 年国勢調査によると人口、世帯数は増加していますが、世帯人数は減少傾向にあります。また、男性と女性の割合は、男性が 48.8%、女性が 51.2%となっています。

単位：人,世帯

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
人口	18,053	24,611	30,224	35,909	41,593	47,042	51,591
世帯数	4,680	6,584	8,657	10,891	13,206	15,399	17,494
世帯人数	3.86	3.74	3.49	3.30	3.15	3.05	2.95



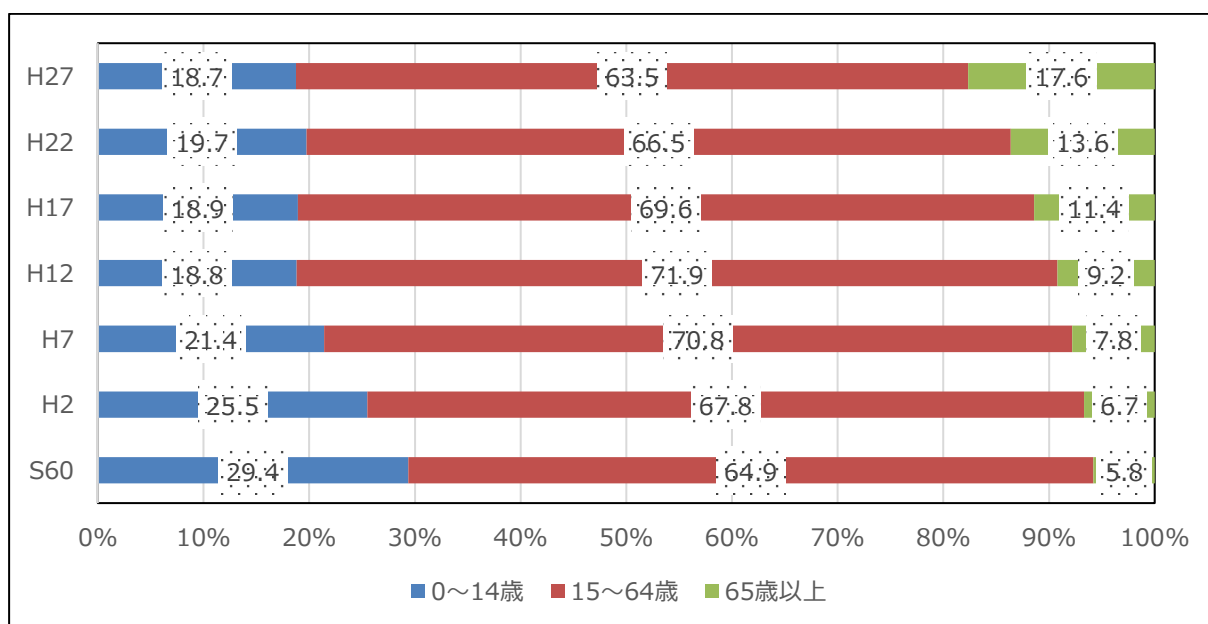
〔資料出所：国勢調査〕

2 人口構成の推移

近年、年少人口（0～14 歳）の構成比率は横ばいの状況ですが、高齢者人口（65 歳以上）の構成比率は年々上昇し、生産年齢人口（15～64 歳）の構成比率は低下の傾向にあります。

単位：％

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	宮城県 (H27)
0～14 歳	29.4	25.5	21.4	18.8	18.9	19.7	18.7	12.5
15～64 歳	64.9	67.8	70.8	71.9	69.6	66.5	63.5	61.7
65 歳以上	5.8	6.7	7.8	9.2	11.4	13.6	17.6	25.7



〔資料出所：国勢調査〕

3 政策・方針決定過程への女性の参画状況

（市議会における女性議員の状況）

平成 28 年 4 月 1 日現在の市議会における女性議員の割合は 15.0%で、県内市町村議会平均（11.2%）や宮城県議会における割合（10.3%）を上回っています。

単位：人

年 度	H16	H20	H24	H28	県内市町 村議会 (H30)	宮城県 議 会 (H30)
総 議 員 数	20	20	20	20	644	58
女性議員数	4	3	3	3	72	6
割合 (%)	20.0	15.0	15.0	15.0	11.2	10.3

※市議会分は選挙翌年の数値である。

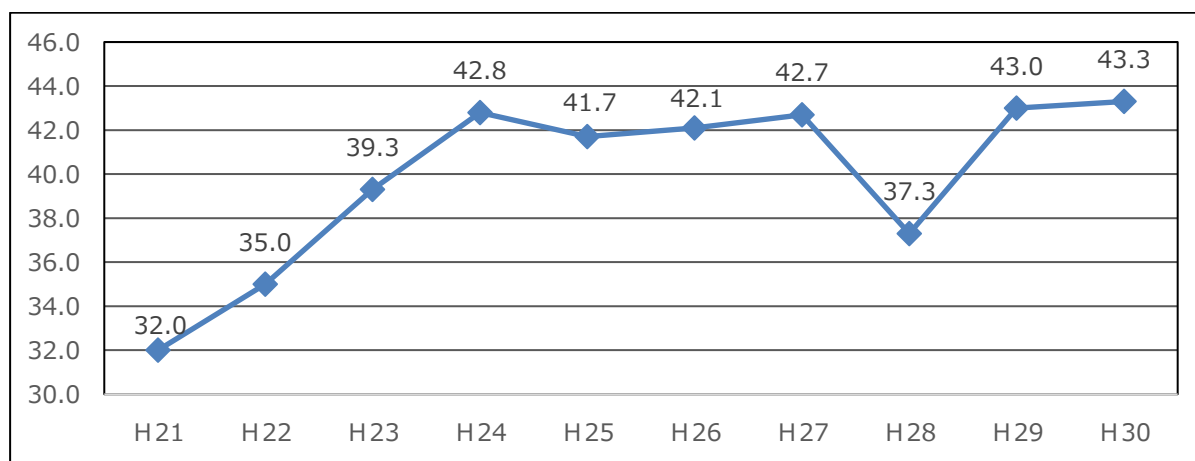
〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

(審議会等における女性委員登用率)

平成 30 年 4 月 1 日現在の審議会等における女性委員の割合は 43.3%で、前年度より 0.3 ポイント上昇し、県内市町村平均 (27.0%) や宮城県 (38.0%) を上回っています。

単位：人

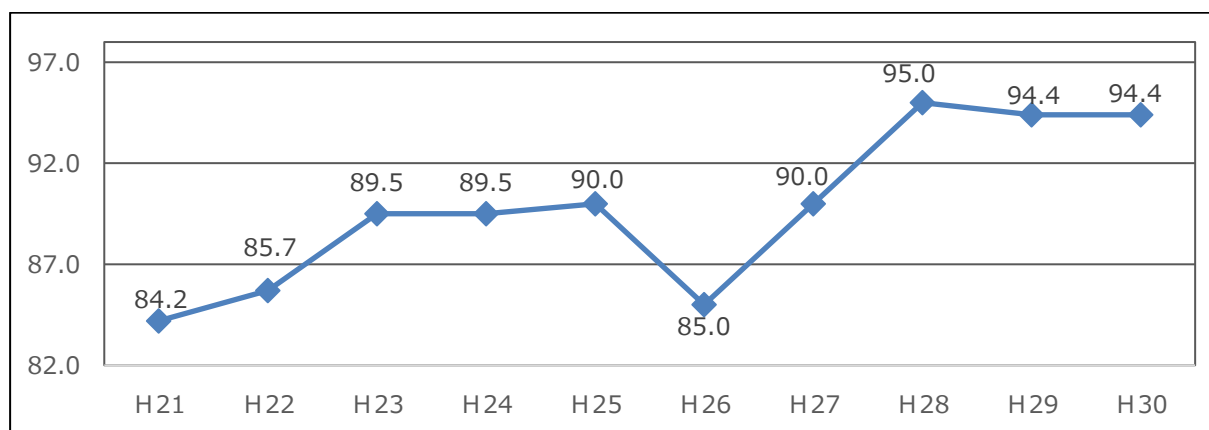
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	県内市町村(H30)	宮城県(H30)
委員総数	172	197	163	166	175	178	178	225	172	157	11,326	—
女性委員数	55	69	64	71	73	75	76	84	74	68	3,060	—
割合(%)	32.0	35.0	39.3	42.8	41.7	42.1	42.7	37.3	43.0	43.3	27.0	38.0



〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

(審議会等における女性委員登用率 (機関))

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	県内市町村(H30)
機関総数	19	21	19	19	20	20	20	20	18	18	973
女性委員を含む機関数	16	18	17	17	18	17	18	19	17	17	784
割合(%)	84.2	85.7	89.5	89.5	90.0	85.0	90.0	95.0	94.4	94.4	80.6



〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

【参考】審議会等名及び審議会等毎の委員総数・女性委員数 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

単位：人

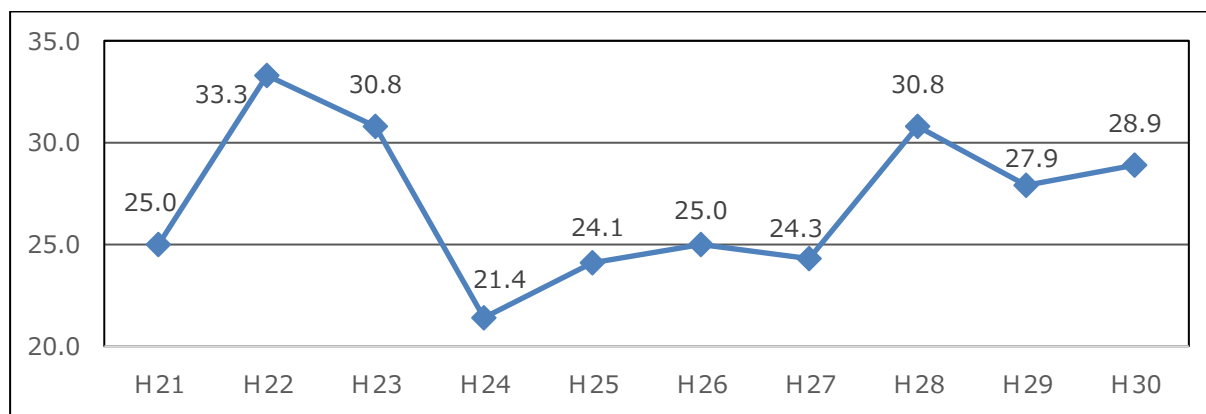
	審議会等名	委員総数	女性委員数	割合 (%)
1	教育委員会	4	2	50.0
2	選挙管理委員会	4	1	25.0
3	監査委員	2	1	50.0
4	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3
5	農業委員会	15	3	20.0
6	都市計画審議会	10	4	40.0
7	社会教育委員	13	5	38.5
8	国民健康保険運営協議会	10	4	40.0
9	文化財保護審議会	3	0	0.0
10	民生委員推せん会	6	3	50.0
11	食育推進会議	15	11	73.3
12	スポーツ推進審議会	10	3	30.0
13	就学支援委員会	19	10	52.6
14	介護保険運営委員会	18	9	50.0
15	情報公開審査会	5	2	40.0
16	個人情報保護審査会	5	2	40.0
17	障がい者施策推進協議会	10	5	50.0
18	いじめ問題対策調査委員会	5	2	40.0
	計	157	68	43.3

(市の女性管理職の登用状況)

平成 30 年 4 月 1 日現在の市の女性管理職の割合は 28.9%で、県内市町村平均 (20.2%) や宮城県 (8.9%) を上回っています。

単位：人

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	県内市町村(H30)	宮城県(H30)
管理職数	16	24	26	28	29	36	37	39	43	45	3,297	630
うち女性数	4	8	8	6	7	9	9	12	12	13	666	56
割合(%)	25.0	33.3	30.8	21.4	24.1	25.0	24.3	30.8	27.9	28.9	20.2	8.9

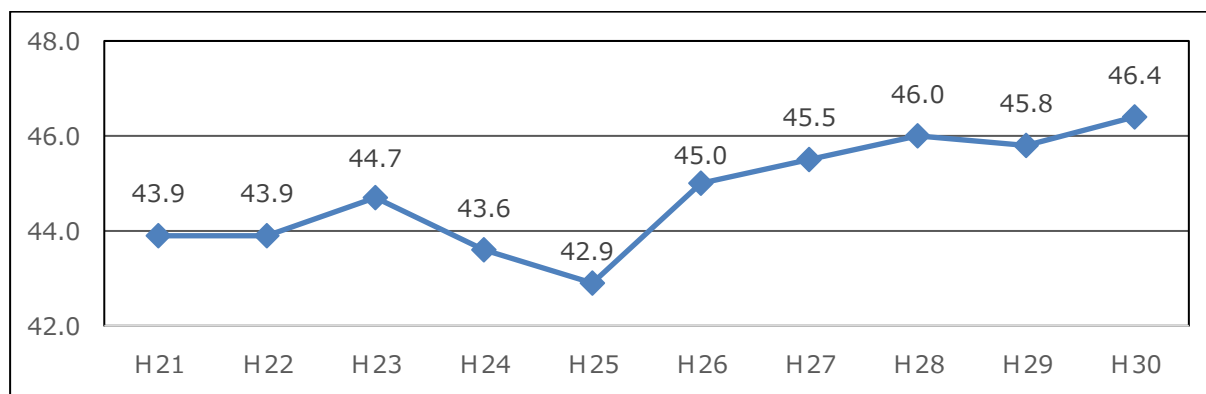


(市の女性職員の状況)

平成 30 年 4 月 1 日現在の市の女性職員の割合は 46.4%で、県内市町村平均 (45.1%) を上回っています。

単位：人

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	県内市町村(H30)
総職員数	262	262	264	264	268	289	290	311	332	334	29,975
うち女性数	115	115	118	115	115	130	132	143	152	155	13,521
割合(%)	43.9	43.9	44.7	43.6	42.9	45.0	45.5	46.0	45.8	46.4	45.1



[資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告]

(防災会議における女性委員の状況)

平成 27 年 1 月開催の防災会議においては、女性委員の割合が 14.8%となっており、平成 30 年 4 月現在の県内市町村平均（7.8%）を上回っていますが、宮城県（16.1%）を下回っています。

単位：人

防災会議	開催年月	委員総数	女性委員	割合(%)	県内市町村 平均 (%) (H30.4)	宮城県(%) (H30.4)
	H27.1	27	4	14.8	7.8	16.1

〔資料出所：防災安全課調べ、宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

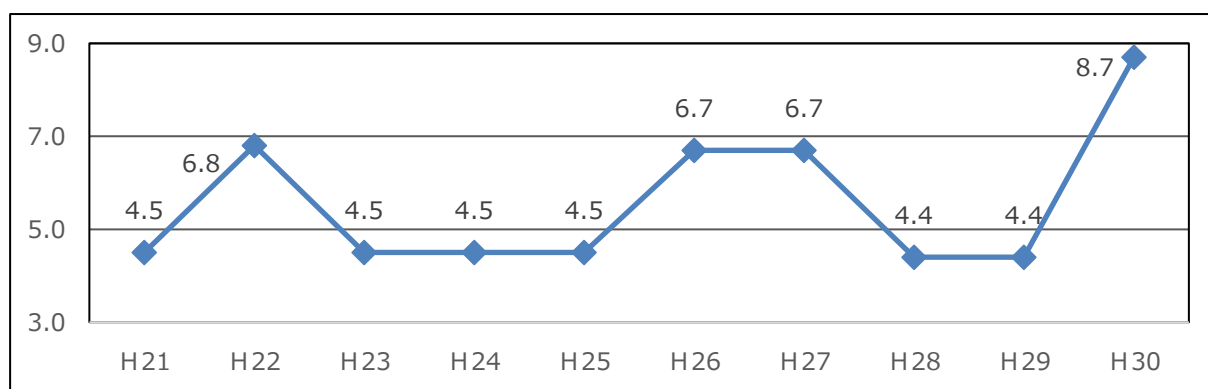
4 地域・学校における男女共同参画の状況

(町内会長に占める女性の割合)

平成 30 年 4 月 1 日現在の町内会長に占める女性の割合は 8.7%で、前年度より 4.3 ポイント上昇し、県内市町村平均（5.0%）を上回っています。

単位：人

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	県内 市町村 (H30)
総数	44	44	44	44	44	45	45	45	45	46	4,715
うち女性数	2	3	2	2	2	3	3	2	2	4	236
割合(%)	4.5	6.8	4.5	4.5	4.5	6.7	6.7	4.4	4.4	8.7	5.0



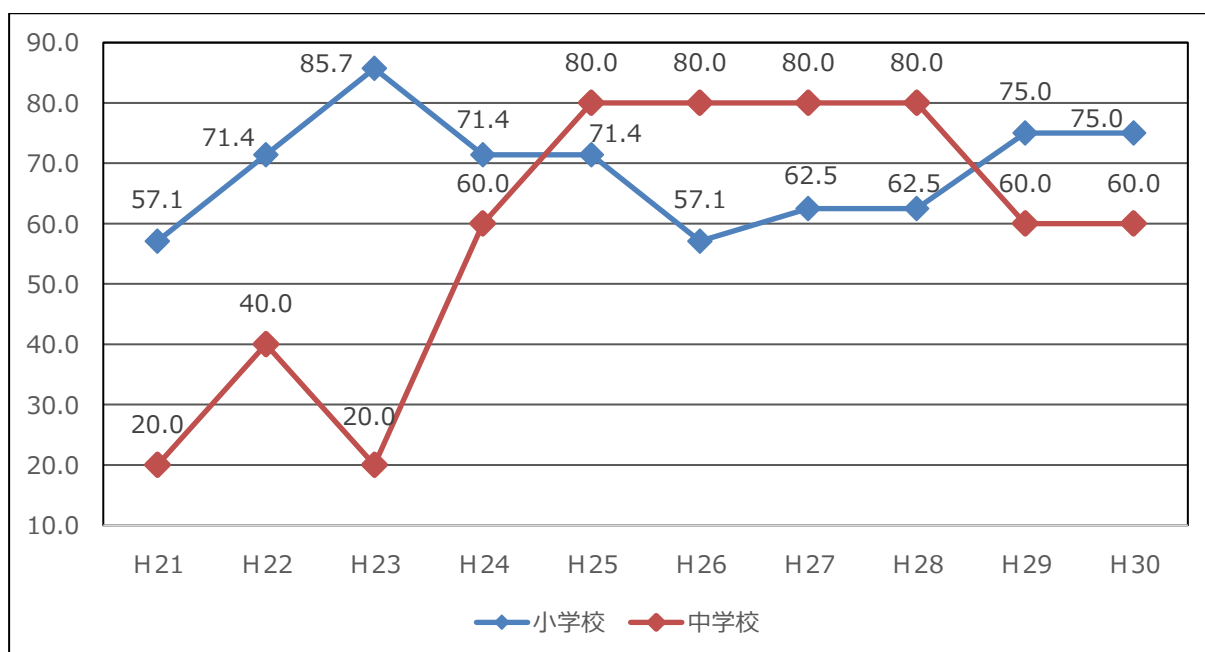
〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

(小・中学校のPTA会長に占める女性の割合)

平成30年4月1日現在のPTA会長に占める女性の割合は、小学校が75.0%、中学校が60.0%となっており、県内市町村平均（小学校23.3%、中学校20.8%）を大きく上回っています。

単位：人

	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	県内市町村(H30)
小学校	総数	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	374
	うち女性数	4	5	6	5	5	4	5	5	6	6	87
	割合(%)	57.1	71.4	85.7	71.4	71.4	57.1	62.5	62.5	75.0	75.0	23.3
中学校	総数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	202
	うち女性数	1	2	1	3	4	4	4	4	3	3	42
	割合(%)	20.0	40.0	20.0	60.0	80.0	80.0	80.0	80.0	60.0	60.0	20.8



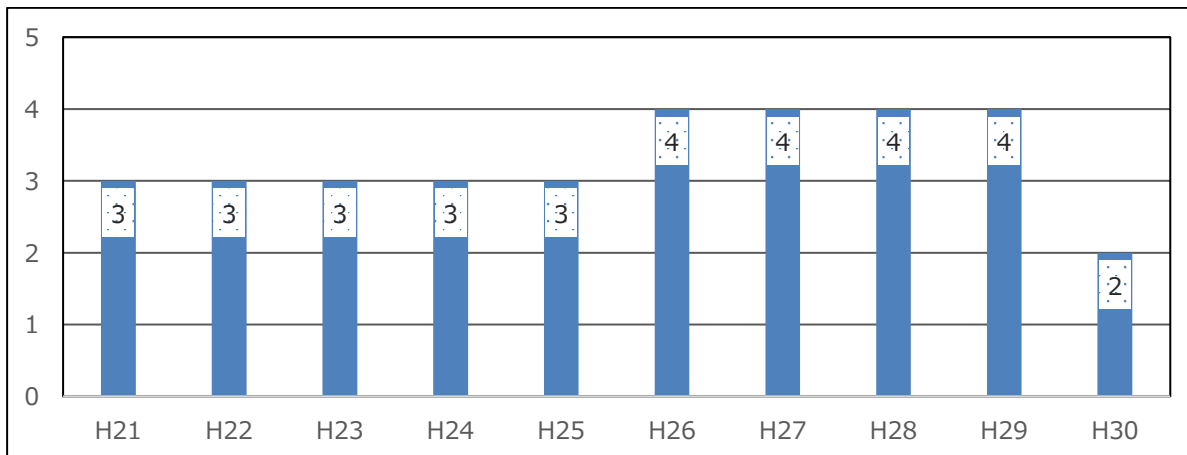
〔資料出所：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告〕

5 家庭生活における男女共同参画の状況

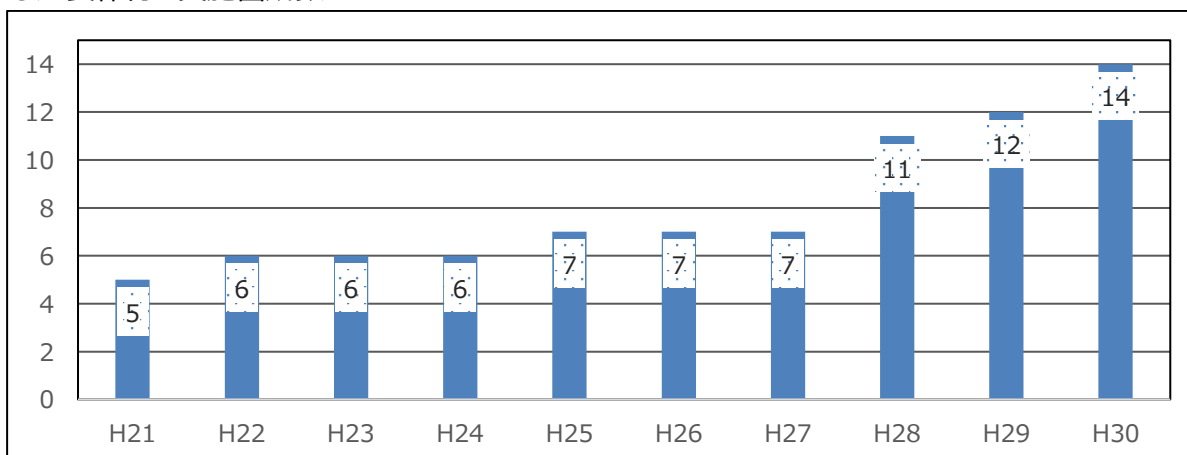
(育児に関する社会的支援)

平成 30 年度において、一時保育を 2 箇所、延長保育を 14 箇所を実施しています。また、待機児童数は平成 30 年 4 月 1 日現在で 0 人となっています。(宮城県内待機児童数：613 人)

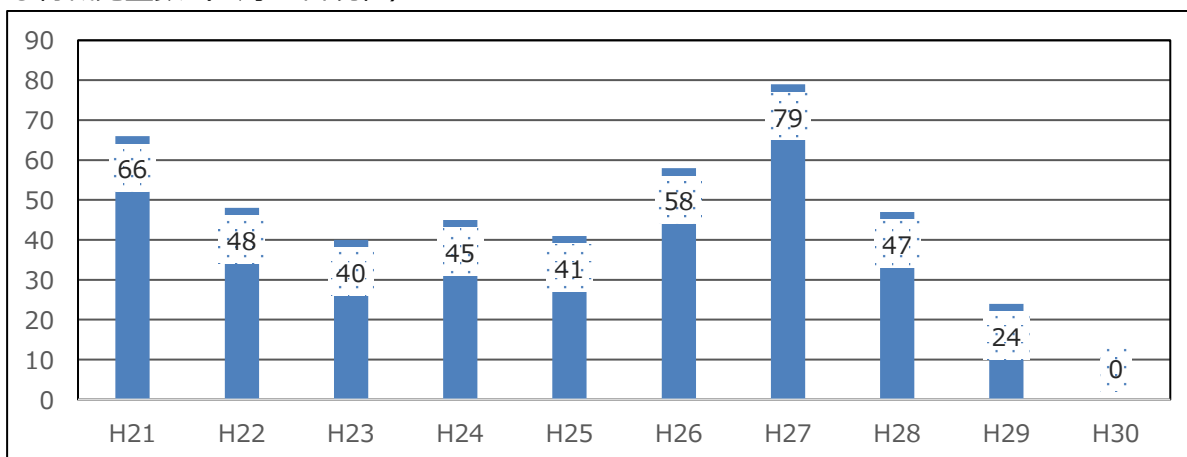
○一時保育の実施箇所数



○延長保育の実施箇所数



○待機児童数 (4 月 1 日現在)



[資料出所：行政実績報告]

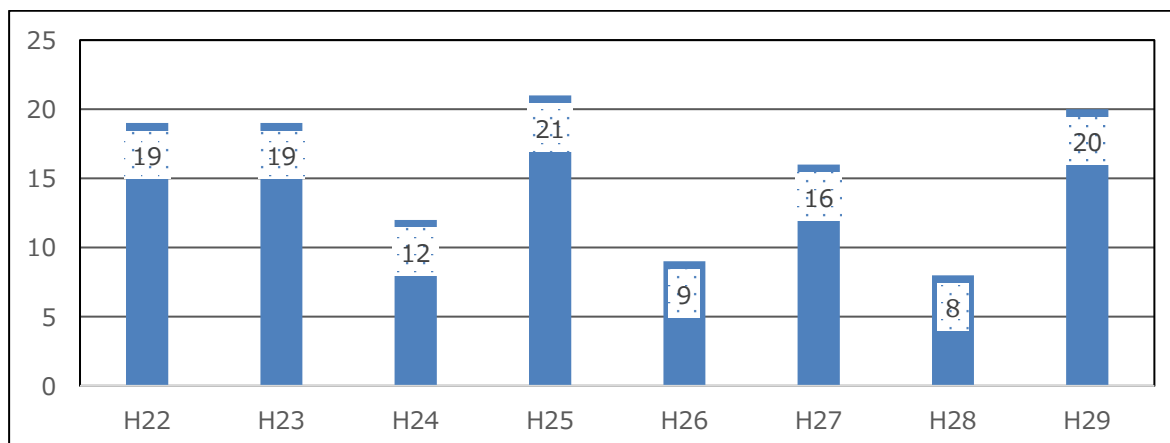
(DVに関する相談状況)

DV担当窓口における平成29年度の相談件数は20件であり、前年度より増加しています。また、人権・行政・生活相談所における平成29年度の相談件数は4件となっています。

○DV担当窓口における相談件数

単位：件

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受付件数	19	19	12	21	9	16	8	20

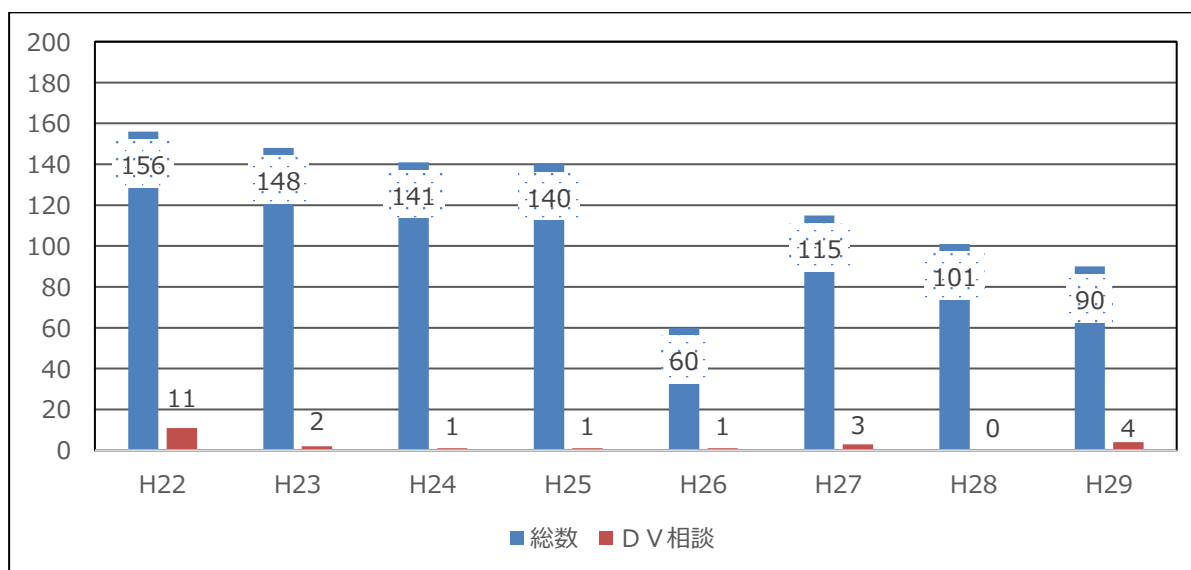


〔資料出所：子育て支援課調べ〕

○人権・行政・生活相談所におけるDVの相談件数

単位：件

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	156	148	141	140	60	115	101	90
うちDV相談	11	2	1	1	1	3	0	4
割合(%)	7.1	1.4	0.7	0.7	1.7	2.6	0.0	4.4



〔資料出所：行政実績報告〕

6 職場における男女共同参画の状況

(市における育児休業制度の利用状況)

平成 29 年度の育児休業取得率は、男性が 0%，女性が 100%となっています。

単位：人

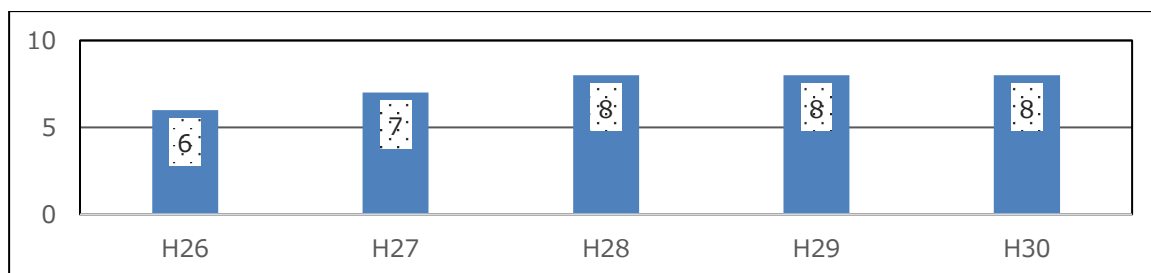
		対象者	取得者	取得率 (%)
H28	男性	1	0	0
	女性	3	3	100
	計	4	3	75
H29	男性	3	0	0
	女性	11	11	100
	計	14	11	78.6

〔資料出所：総務課調べ〕

(放課後児童クラブ設置数)

現在、8 箇所すべての小学校に児童クラブが設置されています。

※ 富谷小学校のみ富谷中央公民館内設置

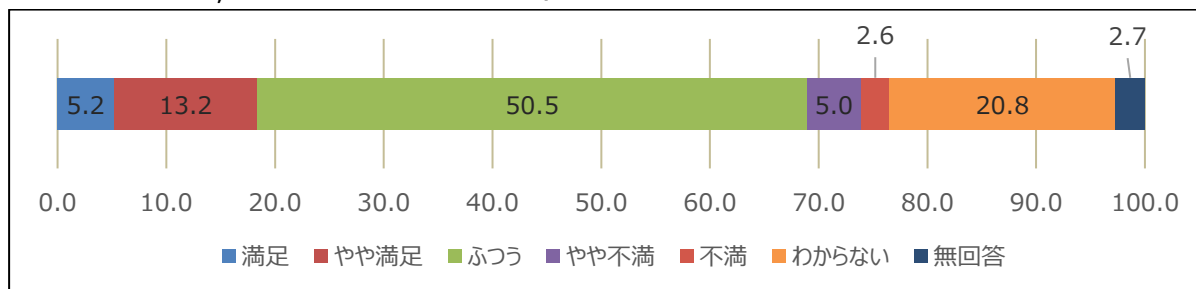


〔資料出所：子育て支援課調べ〕

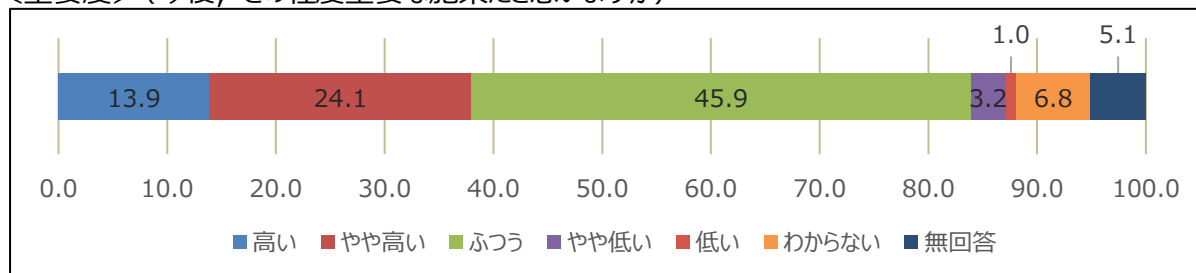
7 富谷市総合計画策定に関する住民意向調査結果 (平成 28 年 6 月実施)

設問：男女が差別なく参画できる社会となっている

〔満足度〕 (現在、どの程度満足していますか)



〔重要度〕 (今後、どの程度重要な施策だと思いますか)



第3章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1 社会全体における男女共同参画の実現

政策・方針決定過程への女性参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものですが、全国的には未だ低水準にとどまっています。このことから、国においては、2020年までに市町村における地方自治法に基づく審議会等の女性委員比率を30%以上、県においては30%にすることを目標としていますが、本市においては、かねてより30%以上の高い水準で推移し、平成30年4月現在では43.3%と、ほぼ男女が対等に参画している状況にあります。

しかしながら、現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的な性別役割分担意識が、男女共同参画社会の一層の進展を妨げる一因となっています。

このことから、固定的な性別役割分担意識の解消に努め、誰もが、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる環境の整備とともに、全ての市民が、男女共同参画を身近にとらえられるよう啓発活動を継続して実施していく必要があります。

また、東日本大震災をはじめ、国内の大規模災害の経験や教訓を踏まえ、今後の防災施策においても、引き続き男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕

(1) 意思決定過程への女性の参画促進

本市における政策・方針決定過程への女性の参画は、着実に進んでいます。引き続き、各分野における女性の参画を推進します。

また、市の職員については、平成29年8月に策定した「富谷市特定事業主行動計画」に基づき、今後とも職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して、引き続き女性職員の登用に努めていきます。

施 策 の 項 目
1 審議会等委員の女性登用の推進
2 市役所での管理職等への女性登用の推進

(2) 防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進

防災分野への女性の参画促進の重要性を認識するとともに、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、女性の意思及び意見を公正に反映させるため、市の防災会議への女性の登用率向上を図ります。

施 策 の 項 目
3 防災会議への女性登用の促進

(3) 男女共同参画に関する普及啓発事業の充実

あらゆる世代の人々が、子育て、介護、ハラスメント、性的指向・性自認など、それぞれの身近で切実なテーマを切り口として、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、宮城県等関係機関と連携し、セミナーの開催や市の広報紙、ホームページ、SNSなどによる普及啓発活動を実施します。

施 策 の 項 目
4 男女共同参画に関する普及啓発活動の実施

基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現

男女共同参画の推進の基礎は家庭であり、家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識づくりが大切です。互いに協力し合って家事等を行うことのできる環境の整備及び育児や介護を支えるための多様で質の高い社会的支援体制の整備が求められています。

また、DV（配偶者等からの暴力）や性暴力・児童虐待などは、生命や心身を脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会づくりを大きく阻害するものです。暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。

〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕

（1）男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発

男女を問わず、あらゆる世代の市民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識し、家族がコミュニケーションを図り、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行います。

施 策 の 項 目
5 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供

（2）育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児負担や介護負担を抱えている方に必要な支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制を整備・充実させ、併せて、育児、介護休業等の両立支援制度の周知啓発を行い、市全体の機運醸成に努めます。

また、結婚と育児は女性の離職の大きな要因となっています。特に子育て世代が多い本市においては、待機児童の解消が求められています。本市では、民間事業所等との連携協力により、平成30年4月に待機児童ゼロを実現しており、今後も引き続き、待機児童ゼロの維持に努めます。

施 策 の 項 目
6 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供

(3) 女性に対する暴力の根絶

D Vや性暴力・児童虐待などのあらゆる暴力を容認しないという社会的認識を醸成し、また、警察など関係機関と連携して、これらの暴力の発生を防ぐための環境づくりを推進します。

施 策 の 項 目
7 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
8 関係機関との連携・協力による相談体制の充実

基本目標 3 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現

子どもの発達・成長に大きく関わり、豊かな人間性や価値観の形成に寄与する学校等の教育の場において、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意義の理解を促進していく必要があります。また、社会情勢や労働環境の変化に対応し、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供や意識啓発を推進します。

〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕

(1) 男女共同参画に関する理解の促進

学校等における人権及び男女共同参画教育の充実を図ります。また、教職員、保護者等が男女共同参画に関する理解を深められるよう意識の啓発等の取組を促進します。

施 策 の 項 目
9 人権及び男女共同参画に関する理解の促進

(2) キャリア形成を支援する情報提供及び意識啓発

児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路・職業を選択する能力を身に付け、かつ、幅広い分野でそれぞれの能力及び個性を発揮できるよう、家庭・地域・企業等との連携による系統的なキャリア形成支援に努めます。

施 策 の 項 目
10 キャリア教育の実施

(3) ESD(持続可能な開発のための教育)[※]の推進

幼稚園、学校において、ユネスコの理念に基づく人類の尊厳、国際理解を深める教育を実施し、持続可能な社会を創造する力を育成します。

施 策 の 項 目
11 ESDの推進

※ ESD(Education for Sustainable Development)

環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、身近なところから取り組むことにより、課題解決につながる価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な開発のための教育。

基本目標 4 職場における女性活躍の実現

人口減少や少子高齢化，ライフスタイルの多様化などにより，女性の労働力がますます求められています。女性の職業生活における活躍を進めるためには，職場全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し，また，多様で柔軟な働き方のニーズに対応できるような環境を整備することが必要です。

本市では，平成 29 年 8 月に「特定事業主行動計画」を策定するとともに，平成 30 年 5 月に「イクボス[※]宣言」を行うなど，率先して仕事と家庭を両立できる職場の環境整備に努めています。

〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕

（1）職場における女性の参画の促進

男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保し，女性が能力を十分に発揮できる職場環境が実現するよう，事業者に対して働きかけます。

施 策 の 項 目
1 2 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発
1 3 企業等との連携による女性の雇用促進

（2）ワーク・ライフ・バランスの推進

男性が育児や介護など各分野へ参画できるよう働き方を改革し，ワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識啓発を進めます。また，男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。

施 策 の 項 目
1 4 仕事と家庭の両立に関する意識啓発
1 5 育児・介護休業制度の普及啓発及び制度を利用しやすい環境づくりの促進

※イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え，その人のキャリアと人生を応援しながら，組織の業績も結果を出しつつ，自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指す。

基本目標5 地域における男女共同参画の実現

年代・性別，障がいの有無，性的指向・性自認，国籍等に関わらず，市民が安心して住み続けることができる地域づくりのため，誰もが，様々な地域の活動に積極的に参画し，ともに責任を担っていけるような環境整備が求められています。

〔男女共同参画の推進に関する施策の方向〕

（1）地域活動における男女共同参画の促進

地域活動の場への参画には、年代及び性別の偏りが見られます。町内会やPTA、各種ボランティアなど様々な活動の場において男女共同参画が進み、これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供を行い、関係団体等と連携及び協働を図ります。

施 策 の 項 目
16 地域活動への参画促進のための環境整備

第4章 推進体制

男女共同参画に関する施策は広範・多岐にわたることから、本計画を着実に推進していくため、市の各課・各機関が一体となって取り組みます。また、宮城県と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。

1 庁内推進体制の整備

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画担当部署である市民協働課が主体となり、関係各課との調整・連携を図りながら、全庁的に施策に取り組みます。また、職員の男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

2 住民参画の促進

市民及び市民グループ、事業者等に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。

3 関係団体や事業主との連携

経済団体や福祉団体、NPO等各種団体や事業者と連携し、相互に協力し合える体制づくりを進めます。

4 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、男女共同参画担当部署である市民協働課が主体となり、計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進行管理を行います。

◇男女共同参画の指標及び男女共同参画の状況

基本目標 1 社会全体における男女共同参画の実現

(1) 意思決定過程への女性の参画促進

施策の項目：1 審議会等委員の女性登用の推進

項目	目標値	計画策定時の数値 (H30.4.1現在)	現況値 (R4.4.1現在)	備考
審議会等委員への女性登用率 (<u>地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等委員</u>)	<u>50%維持</u>	43.3%	<u>51.5%</u> (<u>180条の5関係 35.0%、202条の3関係 53.0%</u>) ※改定時に確定値を記載。	富谷市総合計画・ <u>後期基本計画</u> (目標年度： <u>令和7年度</u>)

施策の項目：2 市役所での管理職等への女性登用の推進

項目	目標値	計画策定時の数値 (H30.4.1現在)	現況値 (R4.4.1現在)	備考
<u>管理職に占める女性割合</u>	35%以上	28.9%	<u>23.4%</u>	富谷市特定事業主行動計画 (目標年度： <u>令和7年度</u>)

※令和3年度の算出より、内閣府の実施する「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における管理職の定義と同様の扱いとすることが原則となったため管理職総数から5級職（保育統括監、保育所長、幼稚園長）を除くこととなったもの。

基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現

(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実

施策の項目：6 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供

項目	目標値	計画策定時の数値 (H30.4.1現在)	現況値 (R4.4.1現在)	備考
保育園待機児童数	0人	0人	<u>0人</u>	富谷市総合計画・ <u>後期基本計画</u> (目標年度： <u>令和7年度</u>)

基本目標 3 幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現

(3) ESD (持続可能な開発のための教育) の推進

施策の項目：1 1 ESD の推進

項目	計画策定時の数値 (H30.4.1 現在)	現況値 (R4.4.1 現在)	備考
市立幼稚園、小・中学校の一貫した ESD カリキュラムを作成した中学校区数	—	5 中学校区 (全中学校区)	富谷市教育振興基本計画

※計画策定時の指標は、「市立幼稚園、小・中学校のユネスコスクール登録数 2 園、13 校」を設定。目標値を達成したことから、新たな指標を設定。

※富谷市教育振興基本計画の計画期間は令和 4 年度まで。令和 4 年度に見直しが行われる予定。

基本目標 4 職場における女性活躍の実現

(1) 職場における女性の参画の促進

施策の項目：1 3 企業等との連携による女性の雇用促進

項目	目標値	計画策定時の数値 (H30.4.1 現在)	現況値 (R3.3.31 現在)	備考
新規誘致・操業企業の新規雇用者数のうち女性雇用率	50%(累計)	—	59% <small>改定時に R4.3.31 現在の数値を記載。</small>	富谷市総合計画・後期基本計画 (目標年度：令和 7 年度)

※計画策定時の指標は、「企業誘致による新規雇用者 800 人以上のうち女性雇用率 30%以上」を設定。目標値を達成したことから、新たな指標を設定。

基本目標 5 地域における男女共同参画の実現

(1) 地域活動における男女共同参画の促進

施策の項目：1 6 地域活動への参画促進のための環境整備

項目	計画策定時の数値 (H30.4.1 現在)	現況値 (R4.4.1 現在)	備考
町内会長に占める女性の割合	8.7%	8.5%	宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告
小・中学校の P T A 会長に占める女性の割合	小学校 75.0% 中学校 60.0%	小学校 62.5% 中学校 60.0%	

参考資料

1 計画策定の経過

年 月 日		内 容
平成30年	8月24日	諮問 第1回審議会（計画策定について）
	8月～10月	計画素案作成
	10月18日	第2回審議会（計画素案について）
	10月25日	第1回審議会実施状況公表（市ホームページ）
	11月20日	第2回審議会実施状況公表（市ホームページ）
	11月20日 ～12月3日	計画素案に係るパブリック・コメント実施
	11月27日	市議会へ中間報告（計画素案について）
	12月10日	パブリック・コメント実施結果公表（市ホームページ）
平成31年	1月17日	第3回審議会（計画案について） 答申
	2月14日	市議会へ報告（計画案について）
	3月13日	第3回審議会実施状況公表（市ホームページ）
	3月	計画策定

2 計画改定の経過

年 月 日		内 容
<u>令和4年</u>	<u>5月10日</u>	<u>諮問</u> <u>第1回審議会（計画改定について）</u>
	<u>5月●●日</u>	<u>答申</u>
	<u>7月●●日</u>	<u>第1回審議会実施状況公表（市ホームページ）</u> <u>市議会へ報告（計画改定について）</u>
	<u>7月</u>	<u>計画一部改定</u>

2 富谷市男女共同参画推進審議会 委員名簿

任期：平成30年8月1日～令和2年7月31日

No.	委員構成 区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	榎石 多希子	仙台白百合女子大学 人間学部 教授	会長
2	行政機関を 代表する者	高橋 健藏	富谷市教育委員会 教育長職務代理者	会長職務 代理者
3	学識経験者	中川 弘美	富谷市人権擁護委員	
4	市内の各種団体 から推薦される者	佐々利 春	社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会 次長	
5	市内の各種団体 から推薦される者	藤澤 宏美	富谷市立日吉台小学校 PTA会長	
6	市内を代表する企業 から推薦される者	清原 慶	ソトバンク(株)カスタマーケア&ハレーション本部 東日本カスタマーコミュニケーションセンターセンター長	
7	市内を代表する企業 から推薦される者	小原 智美	イオンテール(株)東北カナルニ宮城事業部 イオン富谷店 CS 同友店販促課長	
8	一般公募による 富谷市民	遠藤 美奈子		
9	一般公募による 富谷市民	関谷 登		
10	行政機関を 代表する者	高橋 千春	宮城県環境生活部共同参画社会 推進課男女共同参画推進専門監	

任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日（令和4年4月1日現在）

No.	委員構成 区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	榎石 多希子	仙台白百合女子大学 名誉教授	
2	行政機関を 代表する者	高橋 健藏	富谷市教育委員会 教育長職務代理者	
3	学識経験者	福井 公美子	富谷市人権擁護委員	
4	市内の各種団体 から推薦される者	佐々利 春	社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会 次長	
5	市内の各種団体 から推薦される者	栗生 尚子	前富谷市立東向陽台中学校 PTA会長	
6	市内を代表する企業 から推薦される者	徳永 一平	ソフトバンク(株)カスタマーケア&オペレーション本部センター統括部モバイルCS1部部長	令和4年 3月31日迄
		堀内 政彰	ソフトバンク(株)カスタマーケア&オペレーション本部センター統括部モバイルCS1部SB総合1課長	令和4年 4月1日～
7	市内を代表する企業 から推薦される者	柿崎 恵里	イオンリテール(株)イオン富谷店	
8	一般公募による 富谷市民	郷古 直子		令和4年 3月30日～
9	一般公募による 富谷市民	阿部 正夫		令和4年 3月30日～
10	行政機関を 代表する者	堀内 瑞	宮城県環境生活部共同参画社会 推進課男女共同参画推進専門監	令和4年 3月31日迄
		葛原 裕子		令和4年 4月1日～